

第1回公立大学法人東北公益文科大学運営協議会

日時 令和7年10月21日（火）16:00～

場所 県庁 502 会議室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

- (1) 公立大学法人東北公益文科大学運営協議会会議運営及び事務局規程（案）
- (2) 公立大学法人東北公益文科大学第1期中期目標（案）
- (3) 公立大学法人東北公益文科大学に係る重要な財産（案）
- (4) 公立大学法人東北公益文科大学理事長の任命（案）

4 閉 会

公立大学法人東北公益文科大学運営協議会

委員名簿

会長	山形県知事	吉村 美栄子
副会長	庄内広域行政組合理事長	矢口 明子
委員	山形県総務部長	小中 章雄
	庄内広域行政組合事務局長	村岡 修

公立大学法人東北公益文科大学運営協議会会議運営及び事務局規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人東北公益文科大学運営協議会規約（以下「規約」という。）第24条第2項の規定に基づき、公立大学法人東北公益文科大学運営協議会（以下「協議会」という。）の事務の管理、執行等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（書面による会議）

第2条 公立大学法人東北公益文科大学運営協議会会長（以下「会長」という。）は、会議を行う場合において、会長が会議を開催する暇がないと認めるとき又はその他の事由により会議が開催できないときは、書面により行うものとする。

（事務局の設置）

第3条 協議会の事務を処理するため、規約第11条の規定に基づき、協議会に事務局を置く。

（所掌事務）

第4条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) その他協議会の運営に関すること。

（職員）

第5条 規約第10条第1項に定める主任の者として、事務局に事務局長を置く。

- 2 事務局長は、山形県総務部高等教育政策・学事文書課東北公益文科大学公立化準備室長とする。
- 3 事務局に、事務局長のほか、若干名の事務局員を置く。

（職員の職務）

第6条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

- 2 事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、会長が任命した者がその職務を代理する。
- 3 事務局員は、上司の命を受け、所掌事務に従事する。

（専決事項）

第7条 事務局長は、会議に関する通知その他の協議会の運営に関する軽易な事項を専決することができる。

（文書の取扱い）

第8条 事務局における文書の整理、公文例式その他文書に関する取扱いについては、山形県の例による。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年 月 日から施行する。

公立大学法人東北公益文科大学第1期中期目標（案）

1 中期目標の概要

- ・ 公立大学法人の設立団体の長は、地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人が6年間の中期目標期間に達成すべき業務運営に関する目標である中期目標を定める。
※ 設立団体が複数の場合は、当該設立団体が協議して定めることとされている。
- ・ 設立団体の長は、定めた中期目標を法人に指示するとともに、公表しなければならない。

2 今後のスケジュール（予定）

- 11月上旬 第1回公立大学法人東北公益文科大学評価委員会
（中期目標（案）への意見聴取）
- 11月中旬 東北公益文科大学への意見聴取
- 12月 県議会及び庄内広域行政組合議会に議案を提出
- 1月 議決後、県及び庄内広域行政組合が中期目標を協議
- 4月 公立大学法人に中期目標を指示

3 中期目標（案）

資料2-3のとおり

以上

【基本目標】

持続可能な活力ある地域社会を担う人材の育成

教育研究成果の地域への還元

社会の変化に対応した戦略的な大学運営

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

- 目標期間 令和8年4月1日から令和14年3月31日まで（6年間）
- 教育研究上の基本組織 公益学部、国際学部、公益学研究科

第2 教育研究等の質の向上に関する目標

1 社会との共創に関する目標

- 人材育成機能や研究成果を活用した地域課題の解決
 - ・自治体や産業界との組織的な連携による教育研究の推進と研究成果の還元
 - ・産業界や高等学校等との連携を通じた地域の活性化等に取り組む人材の育成
- 研究内容の積極的発信による教育研究の高度化
 - ・地域や産業界からの人的・財政的支援を呼び込み、教育研究の高度化を実現

2 教育に関する目標

- 社会の変化に対応した人材育成
 - ・社会に求められる公益の変化に合わせた、教育課程の不断の見直し
 - ・A Iをはじめとしたデジタルの知識や技術を身に付けた人材の育成
 - ・社会人向けリスキングの実施により地域産業を担う人材を育成
- 教育の質保証
 - ・質の高い教育を実現するための継続的な改善サイクルの確立、実施
- 多様な学生が共に学ぶ環境の整備
 - ・外国人留学生、リカレントを含めた多様な学生が共に学び、成長する環境の実現

3 研究に関する目標

- 研究推進・支援体制の整備
 - ・基礎研究と応用研究の着実な推進に向けた研究支援体制の整備
 - ・デジタル技術を活用した研究体制の整備
- 共同研究の推進
 - ・学内の多様な知と産学官との連携を基盤とした学際的かつ実践的な共同研究の推進

- 研究者の多様性の確保と研究環境の整備
 - ・若手研究者や外国人研究者など多様な研究者の採用の強化
 - ・学際的な研究によるイノベーションの創出に向けた研究環境の整備

4 国際力の強化に関する目標

- グローバル人材の育成
 - ・外国人留学生の積極的受入れ、英語による授業、海外研修・留学支援の充実を図るなど、多文化共生を推進する教育体制の整備

5 機能強化に伴う教育研究組織等の見直しに関する目標

- 教育研究組織等の見直し
 - ・地域のニーズを踏まえた教育研究、地域を活性化する人材の育成に向けた教育研究組織等の見直し
- 地域との連携の強化
 - ・地域課題解決に向けた研究等の実施、地域に必要な人材に関する話し合いを行う産学官連携組織の創設
 - ・自治体や地元企業等との協働を通じた教育研究の一層の充実
 - ・県内の高等学校や中学校との接続の強化

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

- 透明性と機動性を備えたガバナンス体制の構築
- 教職員の計画的な確保・育成、人員体制の最適化

第4 財務内容の改善に関する目標

- 財務戦略による安定的な財務基盤の確立
- 業務執行の継続的な見直しと経費の節減

第5 自己点検、評価及び情報の提供

- 自己点検・情報提供及び積極的かつ戦略的な情報発信

第6 その他業務運営に関する目標

- コンプライアンス及びリスクマネジメント
- デジタル化の推進

公立大学法人東北公益文科大学中期目標（案）

前文

東北公益文科大学は、四年制大学の設置を求める庄内地域の強い要望を受け、平成13年4月に公設民営方式の大学として開学した。

開学以降、東北公益文科大学は、社会全体にとって良いことを追求し、現代社会が抱える様々な課題を解決することを通して、より良い社会を築いていくという公益の考えを持つ、社会に有為な人材の輩出を目指し、庄内地域をはじめ県内外に多くの人材を供給するとともに、研究成果等の知見を地域に還元するなど、高等教育機関としての役割を担ってきた。

人口減少の進行など社会や地域を取り巻く環境が変化する中、より魅力的で特色のある大学として、地域に必要とされる人材を育成し、輩出するために、令和6年8月に、山形県、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町及び遊佐町並びに学校法人東北公益文科大学は、東北公益文科大学の公立化と機能強化について基本合意した。

山形県と庄内広域行政組合が共同で設立する公立大学法人東北公益文科大学は、豊かな教養並びに公益の研究及び実践に基づく専門の学術を教授し、社会と時代の要請に応える人材を育成するとともに、地域と共にある大学として、教育及び研究の成果を広く社会に還元することにより、地域社会の課題解決と発展に貢献し、ひいては国際社会の発展に寄与することを目的としている。

この目的を実現し、東北公益文科大学の「地域の知の拠点」としての存在価値を更に高め、より魅力ある大学とするため、山形県及び庄内広域行政組合は、次の項目を基本とする中期目標を定める。

1 持続可能な活力ある地域社会を担う人材の育成

多様な学問分野の知見を結び付けて地域課題に取り組む公益学を基盤とし、地域の多様な主体との関わりや協働を通して、持続可能で活力ある地域社会を担う人材を育成する。

2 教育研究成果の地域への還元

地域と連携した教育研究をより一層推進するとともに、その成果を地域に還元し、豊かな地域社会の実現に寄与する。

3 社会の変化に対応した戦略的な大学運営

理事長のリーダーシップの下、社会の変化に対応し、地域の発展に資するため、教育研究の内容や経営状況を不断に検証し、必要な改革を推進することで、安定的かつ戦略的な大学運営を図る。

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

この中期目標の期間は、令和8年4月1日から令和14年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

東北公益文科大学は、以下に記載する学部、研究科をもって構成する。

学 部	公益学部 国際学部
研究科	公益学研究科

第2 教育研究等の質の向上に関する目標

1 社会との共創に関する目標

(1) 人材育成機能や研究成果を活用した地域課題の解決

- ① 地域に根ざした公立大学として、地元自治体や産業界との組織的な連携を更に深め、地域課題の解決に資する実践的な教育研究を推進するとともに、研究成果を広く還元することで、地域の産業や文化の発展に貢献する。
- ② 教育研究の成果を生かしながら、産業界や高等学校等との連携を通して、地域とのつながりを一層深めるとともに、まちづくりや地域課題の解決、地域の活性化を推進する人材を育成する。

(2) 研究内容の積極的発信による教育研究の高度化

- ① 研究成果の学内外への積極的な発信を行い、地域社会や他の高等教育機関等との対話を深めることで、「地域の知の拠点」としての存在価値の向上を図るとともに、地域や産業界からの人的・財政的支援を呼び込み、教育研究の高度化を実現する。

2 教育に関する目標

(1) 社会の変化に対応した人材育成

- ① 社会と時代の要請に応える人材を育成するため、社会に求められる公益の変化に合わせ、教育課程の不断の見直しを行う。
- ② 課題解決のための基礎能力の一つである、A Iをはじめとしたデジタルの知識や技術を身に付けた人材を育成する教育を推進する。
- ③ 社会人向けリスキリングの実施を通して、地域の産業を担う人材の育成を推進する。
- ④ 地域共創コーディネーター養成プログラムの実施を通して、地域社会を支える人材を育成する。

(2) 入学者選抜

- ① アドミッション・ポリシーに基づき、総合的評価も導入した多様な入学者選抜を実施し、様々な能力や個性を持つ優秀な人材の確保を図る。
- ② 入学者選抜の実施結果等の点検・評価を通して、入学者選抜の実施方法について不断の見直しを行う。

(3) 学士課程

- ① 公益学部公益学科では、世界と地域の変化を見据え、精神的な豊かさを享受で

き、かつ、経済的にも持続可能な地域社会をデザインするために、必要な知識とスキルを身に付け、かつ、多様な人々とともに課題解決に取り組むことができる実行力を持った人材を育成する。

- ② 国際学部国際コミュニケーション学科では、英語を主軸としつつ、多言語・多文化への理解と対応力も備えた言語運用能力と国際社会に対する洞察力を持ち、異文化や自国の文化への深い見識と多文化共生を推進する能力を生かし、地域社会の国際化やグローバル社会の持続可能な発展に貢献する人材を育成する。
- ③ 地元企業や自治体等と連携したインターンシップ等を通して、学生の社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の充実を図る。
- ④ 高大接続等を通して、意欲ある学生の確保につなげるとともに、切れ目のない一貫した教育環境を整備する。

(4) 修士課程

- ① 社会変革期における課題解決及び価値創造に求められる、公益学を構成するディシプリン（※）、データサイエンス等の基本リテラシー、多様な主体との対話と協働の技法を身に付け活躍する人材と、公益の視点から新たな学術的知見を開拓し、先導する研究者に求められる専門知識、ディシプリン及び研究の方法を身に付け、博士後期課程に進学する人材を育成する。

※ 学問分野及び学問分野において用いられる教育・研究手法のこと

(5) 博士後期課程

- ① 公益の視点から新たな学術的知見を開拓し、先導する研究者を養成する。

(6) 教育の質保証

- ① 授業評価や学修成果の可視化、ファカルティ・ディベロップメント（※）の体系的実施等を通し、質の高い教育を実現するための継続的な改善サイクルを確立、実施していく。

※ 教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称

(7) 学生支援

- ① 学業、生活、キャリアや自主活動など、学生一人ひとりに応じた支援を行い、全ての学生が自信と意欲、目的を持って学修に取り組める環境を整備する。

(8) 多様な学生が共に学ぶ環境の整備

- ① 経済的・文化的背景の異なる学生や外国人留学生、リカレント、障害のある学生を含めた多様な学生が共に学び、成長する環境の実現を図る。

3 研究に関する目標

(1) 研究推進・支援体制の整備

- ① 基礎研究と応用研究を着実に推進するため、研究支援体制を整備する。
- ② AIやデータサイエンス等のデジタル技術を活用し、地域課題の解決や新たな価値創出につながる研究を推進する体制を整備する。

(2) 共同研究の推進

- ① 学内の多様な知と産学官との連携を基盤に、学際的かつ実践的な共同研究を推

進するとともに、地元産業界や行政と連携した課題解決型研究を通して得られた知見の社会実装を目指す。

(3) 研究者の多様性の確保と研究環境の整備

- ① 若手研究者や外国人研究者など多様な研究者の採用を強化するとともに、学際的な研究によりイノベーションを創出できるよう、研究環境を整備する。

4 国際力の強化に関する目標

(1) グローバル人材の育成

- ① グローバルな視野を持つ人材の育成のため、海外大学との交流協定の拡大や、外国人留学生の積極的受入れのほか、英語による授業提供、海外研修・留学支援制度の充実を図るなど、多文化共生を推進する教育体制とキャンパス環境を整備する。
- ② 学生が、それぞれの出身国や地域に対する理解と誇りを育みながら、対話を通して多文化的な視点を身に付けることを重視し、異なる文化的背景を持つ学生同士が互いに理解を深め合えるような学びを展開する。

5 機能強化に伴う教育研究組織等の見直しに関する目標

(1) 教育研究組織等の見直し

- ① 時代の変化に対応するため、地域のニーズを踏まえた教育研究を行うとともに、地域の多様な主体との関わりや協働による学びを通して、地域を活性化する人材を育成できるよう、教育研究組織等の見直しを行う。
- ② グローバルな視野を持つ人材の育成のため、海外大学との交流協定の拡大や、外国人留学生の積極的受入れのほか、英語による授業提供、海外研修・留学支援制度の充実を図るなど、多文化共生を推進する教育体制とキャンパス環境を整備する。【再掲】

(2) 地域との連携の強化

- ① 自治体や、地元企業、他の高等教育機関など地域の多様な主体とともに、地域課題の解決に向けた研究・実証事業の実施や、地域に必要な人材の育成と確保に関する話し合いを行う産学官連携の組織を、山形県及び庄内広域行政組合と共に創設する。
- ② 公立化のメリットを生かし、自治体や地元企業など、地域との協働を通して教育研究の一層の充実を図るとともに、県内の高等学校や中学校との接続を強化することで、東北公益文科大学が行う教育研究に対する関心の向上を図る。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(1) ガバナンス体制の構築

- ① 理事長のリーダーシップのもと、透明性と機動性を備えたガバナンス体制を整備する。

(2) 人事・組織

- ① 公立大学としての使命を担うため、教職員の専門性を高めるための人事制度改

革や能力開発支援を推進するとともに、教職員の計画的な確保・育成を行い、業務の効率化と機能分担に基づいた人員体制の最適化を図る。

第4 財務内容の改善に関する目標

(1) 財務戦略

- ① 多様な財源の確保を通じた安定的な財務基盤を確立するため、財務戦略を策定の上、国や自治体の補助金、寄附金、受託事業等の外部資金の獲得を推進するとともに、予算執行の適正化と財務情報の透明性の向上を図る。

(2) 業務執行の継続的な見直しと経費の節減

- ① 大学の教育研究の質の向上を図りつつ、より効率的な運営に向けて業務執行の継続的な見直しを行うとともに、経費の節減に努める。

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

(1) 自己点検・情報提供及び積極的かつ戦略的な情報発信

- ① 自己点検・評価を計画的・定期的に実施し、結果を大学運営の改善や次期計画の策定に反映させる。
- ② 評価結果や運営状況を分かりやすく外部に発信し、大学の説明責任を果たすとともに社会との対話を促進する。

第6 その他業務運営に関する重要目標

(1) コンプライアンス及びリスクマネジメント

- ① 教職員に対するコンプライアンス教育やハラスメント防止研修等の実施を通して、法令遵守・倫理意識の徹底を図る。
- ② リスクマネジメントの観点から、災害・危機対応マニュアルの整備、情報セキュリティの強化など安全管理体制を整備する。

(2) デジタル化の推進

- ① 教育・研究・業務全般におけるデジタル技術の活用を進め、業務の効率化、教育の最適化、情報発信力の向上を図るとともに、デジタル化を全学的に推進する体制を構築する。

公立大学法人東北公益文科大学に係る重要な財産（案）

1 重要な財産について

地方独立行政法人法（以下「法」という。）に基づき、設立団体は重要な財産を条例（※）で定める必要がある。

① 出資等に係る不要財産の納付

法人が保有する出資等に係る財産が不要となる場合、当該財産を他の行政サービスに有効利用するため、重要な財産として定めたものを出資等団体に納付させるもの。（法第6条第4項）

② 大規模な財産の処分等

大規模な財産の処分等（譲渡し、又は担保に供する）によって法人の業務運営の健全性が損なわれることがないように、重要な財産を定め、その処分等を行う場合に設立団体の認可を受けさせるもの。（法第44条第1項）

※ 設立団体が複数の場合は、当該設立団体が協議して定めることとされている。

2 重要な財産の範囲

本県の公立大学法人に準じ、以下のとおりとする。

① 出資等に係る不要財産の納付

地方公共団体からの出資等に係るもののうち、以下のいずれかを満たすもの

- ・ 帳簿価額が50万円以上のもの
- ・ その他山形県知事と庄内広域行政組合理事長が協議して定める財産（※）

※ 本県の公立大学法人では、県告示で「帳簿価額が50万円未満のもののうち、地方公共団体からの出資に係るもの」と定めており、公立大学法人東北公益文科大学においても同様とする。

② 大規模な財産の処分等

予定価格7千万円以上の不動産（土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権

◇ 重要な財産を定める協議（案）は別紙のとおり

3 今後のスケジュール（予定）

12月 県議会及び庄内広域行政組合議会に議案を提出

1月 議決後、県及び庄内広域行政組合が重要な財産を協議

以上

公立大学法人東北公益文科大学に係る重要な財産を定める協議（案）

公立大学法人東北公益文科大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第123条第2項の規定により設立団体が協議して定める法第6条第4項及び第44条第1項に規定する重要な財産は、次のとおりとする。

- 1 法第6条第4項に規定する重要な財産は、その保有する財産であって、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額）が50万円以上のもの（その性質上同条の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他山形県知事及び庄内広域行政組合理事長が協議して定める財産（※）とする。
- 2 法第44条第1項に規定する重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、適正な見積価額）が7千万円以上の不動産（信託の場合を除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

※ その他山形県知事及び庄内広域行政組合理事長が協議して定める財産は、その保有する財産であって、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額）が50万円未満のもの（その性質上同条の規定により処分することが不適当なものを除く。）のうち、地方公共団体からの出資に係るものとする。

公立大学法人東北公益文科大学理事長の任命（案）

公立大学法人東北公益文科大学（以下「法人」という。）の理事長は、地方独立行政法人法第71条及び第123条第1項の規定に基づき、山形県知事及び庄内広域行政組合理事長が協議の上、任命することとなる。

今後、総務大臣及び文部科学大臣による公立大学法人設立認可を経て、令和8年4月1日に設立を予定している法人の理事長として、下記の者を任命することについて、あらかじめ協議するもの。

1 氏名

伊藤 守（いとう まもる）

2 生年月日

昭和29年1月31日（72歳） ※令和8年4月1日時点

3 出身地

山形県大石田町

4 出身校

昭和51年3月 山形大学 工学部 応用化学科 卒業

昭和54年3月 東京工業大学大学院

総合理工学研究科 電子化学専攻 修士課程 修了

平成21年3月 群馬大学大学院 物質創製工学領域 博士課程後期 修了
「導電性ポリマーの応用研究」工学博士

5 略歴

昭和54年4月 興国化学工業(現アキレス)株式会社 入社

平成14年4月 執行役員 電子材料開発担当兼研究開発本部
開発第一グループ長兼静電気技術部長

平成16年6月 取締役 工業資材製造担当兼研究開発副本部長

平成18年6月 取締役 研究開発本部長

平成19年6月 常務取締役 新規事業担当兼研究開発本部長

平成20年6月 常務取締役 産業資材部門統轄兼研究開発本部長

平成20年10月 常務取締役 プラスチック部門統轄兼産業資材部門統轄

平成22年6月 代表取締役専務取締役 営業部門管掌兼海外事業担当

平成24年6月 代表取締役社長

令和4年6月 取締役会長（～令和7年6月）

6 任期

令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間

7 理事長の役割

- ・ 法人の代表、業務の総理
- ・ 副理事長（学長）、理事及び職員の任命
- ・ 理事会、経営審議会の主宰 など

以上

公立大学法人東北公益文科大学定款

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 役員等
 - 第1節 役員及び職員（第8条—第14条）
 - 第2節 理事会（第15条—第18条）
- 第3章 審議機関
 - 第1節 経営審議会（第19条—第22条）
 - 第2節 教育研究審議会（第23条—第26条）
- 第4章 業務の範囲及びその執行（第27条・第28条）
- 第5章 資本金等（第29条・第30条）
- 第6章 委任（第31条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、豊かな教養並びに公益の研究及び実践に基づく専門の学術を教授し、社会と時代の要請に応える人材を育成するとともに、地域と共にある大学として、教育及び研究の成果を広く社会に還元することにより、地域社会の課題解決と発展に貢献し、ひいては国際社会の発展に寄与するため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人東北公益文科大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、東北公益文科大学（以下「大学」という。）を山形県に設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、山形県及び庄内広域行政組合とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を山形県酒田市に置く。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第7条 法人の公告は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行う。ただし、天災その他のやむを得ない事情によりインターネットを利用して閲覧に供することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその方法に代えることができる。

第2章 役員等

第1節 役員及び職員

（役員）

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事6人以内及び監事2人を置く。

（役員の職務及び権限）

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

- 3 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 5 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 6 監事は、法人の業務を監査する。
- 7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は山形県知事及び庄内広域行政組合理事長に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第10条 理事長は、山形県知事及び庄内広域行政組合理事長が協議の上、任命する。

(学長の任命)

第11条 大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長とは別に任命するものとする。

- 2 学長の選考を行うため、法人に学長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。
- 3 学長は、選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。
- 4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。
- 5 選考会議は、委員6人で構成し、委員は、次に掲げる者各同数をもって充てる。
 - (1) 第19条第2項第3号及び第4号に掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者
 - (2) 第23条第2項第2号から第8号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究審議会において選出された者
- 6 委員の総数のうち2分の1以上は、法人の役員（最初の任命の際法人の役員又は職員でなかった者を除く。）又は職員以外の者とする。
- 7 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 8 議長は、選考会議を主宰する。
- 9 第5項から前項までに定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

(理事及び監事の任命)

第12条 理事は、理事長が任命する。

- 2 理事長は、理事の任命に当たっては、法人の役員又は職員以外の者が2人以上含まれるようにしなければならない。
- 3 監事は、山形県知事及び庄内広域行政組合理事長が協議の上、任命する。

(役員の任期)

第13条 理事長の任期は、4年とする。

- 2 副理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、選考会議の議を経て法人の規程で定める学長の任期によるものとする。
- 3 理事の任期は、2年とする。
- 4 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
- 5 補欠の役員（副理事長を除く。）の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際法人の役員又は職員でなかったときの前条第2項の規定の適用については、当該理事は、その再任の際法人の役員又は職員以外の者とみなす。

(職員の任命等)

第14条 職員は、理事長が任命する。

- 2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第15条 法人に、法人の運営に関する重要事項を審議する機関として、理事会を置く。

2 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第16条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事会の構成員又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面により理事会の開催の要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第17条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、議長を除く出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(審議事項)

第18条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

(1) 中期目標についての山形県知事及び庄内広域行政組合理事長に対して述べる意見に関する事項

(2) 法の規定により山形県知事及び庄内広域行政組合理事長の認可又は承認を受けなければならない事項

(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(4) 大学、学部、学科、大学院その他の重要な組織の設置又は改廃に関する事項

(5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(6) 職員の人事及び評価の方針に関する事項

(7) その他理事会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第19条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員10人以内で構成する。

(1) 理事長

(2) 副理事長

(3) 理事長が指名する理事又は職員

(4) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者

3 前項第3号に掲げる委員（法人の職員である者を除く。）のうち理事としての最初の任命の際法人の役員又は職員でなかった者の数と同項第4号に掲げる委員の数との合計は、経営審議会の委員の総数の2分の1以上とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、第2項第1号から第3号までに掲げる委員の任期は、役員の任期又は職員としてその職にある期間とする。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(招集)

第20条 経営審議会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により経営審議会の開催の要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第21条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、経営審議会を主宰する。
- 3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 経営審議会の議事は、議長を除く出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第22条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての山形県知事及び庄内広域行政組合理事長に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 法の規定により山形県知事及び庄内広域行政組合理事長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科、大学院その他の重要な組織の設置又は改廃に関する事項
- (5) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 職員の人事及び評価に関する事項のうち、定数その他の法人の経営に関するもの
- (7) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第23条 法人に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

- 2 教育研究審議会は、次に掲げる委員12人以内で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長を置くときは、副学長
- (3) 学長が指名する理事
- (4) 学部長
- (5) 研究科長
- (6) 教育研究上の重要な組織の長のうち学長が指名する者
- (7) 学長が指名する職員
- (8) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、学長が任命する者

- 3 前項第8号に掲げる委員の数は、2人以上とする。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、第2項第1号から第7号までに掲げる委員の任期は、役員の任期又は職員としてその職にある期間とする。

- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 委員は、再任されることができる。

(招集)

第24条 教育研究審議会は、学長が招集する。

- 2 学長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により教育研究審議会の開

催の要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

第25条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 教育研究審議会の議事は、議長を除く出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第26条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての山形県知事及び庄内広域行政組合理事長に対して述べる意見に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの

(2) 法の規定により山形県知事及び庄内広域行政組合理事長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの

(3) 学則(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(4) 教員の人事及び評価に関する事項(定数その他の法人の経営に関する部分を除く。)

(5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項

(6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

(7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

(8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(9) その他大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第27条 法人は、次に掲げる業務を行う。

(1) 大学を設置し、これを運営すること。

(2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

(3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

(4) 地域に開かれた大学として、生涯学習の充実及び公益活動の推進に資する公開講座の開設その他の学生以外の者に対する多様な学習機会を提供すること。

(5) 大学における教育研究の成果の普及及び活用を通じ、地域社会及び国際社会に貢献すること。

(6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第28条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第29条 法人の資本金は、別表第1及び別表第2に掲げる資産を山形県及び庄内広域行政組合が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日現在における時価を基準として山形県及び庄内広域行政組合が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第30条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余

財産を山形県及び庄内広域行政組合に帰属させる。

- 2 前項に規定する残余財産の分割については、山形県及び庄内広域行政組合が双方協議の上、決定する。

第6章 委任

(委任)

第31条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
(最初の学長の任命に関する特例)
- 2 大学の設置後最初の学長の任命は、第11条第3項の規定にかかわらず、選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、理事長が行う。この場合において、第11条第4項の規定の適用については、「前項」とあるのは、「附則第2項」とする。
- 3 前項の規定により任命された最初の学長の任期は、第13条第2項の規定にかかわらず、法人の設立の日から2年とする。

別表第1 (第29条関係)

資産の 種 別	所 在 地 番	地 目	面 積 (平方メートル)
土地	酒田市飯森山三丁目1番168	学校用地	1,702.00
土地	酒田市飯森山三丁目5番1	学校用地	1,153.00
土地	酒田市飯森山三丁目7番2	学校用地	50.00
土地	酒田市飯森山三丁目8番2	学校用地	4,522.00
土地	酒田市飯森山三丁目16番	学校用地	302.00
土地	酒田市飯森山三丁目17番	学校用地	807.00
土地	酒田市飯森山三丁目18番2	学校用地	2,394.00
土地	酒田市飯森山三丁目24番1	学校用地	983.00
土地	酒田市飯森山三丁目25番1	学校用地	1,582.00
土地	酒田市飯森山三丁目32番5	学校用地	5,478.00
土地	酒田市飯森山三丁目87番2	学校用地	79.00
土地	酒田市飯森山三丁目88番2	学校用地	53.00
土地	酒田市飯森山三丁目94番3	学校用地	407.00
土地	酒田市飯森山三丁目96番3	学校用地	496.00
土地	酒田市飯森山三丁目98番3	学校用地	387.00
土地	酒田市飯森山一丁目47番2	学校用地	2,611.00
土地	酒田市飯森山一丁目55番3	学校用地	4,060.00
土地	酒田市飯森山一丁目67番4	学校用地	1,815.00
土地	酒田市飯森山一丁目78番3	学校用地	382.00
土地	酒田市飯森山一丁目80番3	学校用地	205.00
土地	酒田市飯森山一丁目47番3	雑種地	359.00
土地	酒田市飯森山一丁目55番1	雑種地	698.00

土地	酒田市飯森山一丁目57番2	雑種地	495.00
土地	酒田市飯森山一丁目80番1	公衆用道路	195.00
土地	酒田市飯森山一丁目80番2	宅地	7.20
土地	酒田市飯森山一丁目67番3	学校用地	875.00
土地	酒田市飯森山一丁目74番3	学校用地	3,914.00
土地	酒田市飯森山一丁目76番3	学校用地	366.00
土地	酒田市飯森山一丁目87番3	学校用地	3,284.00
土地	酒田市飯森山一丁目101番2	学校用地	186.00
土地	酒田市飯森山一丁目109番3	学校用地	3,734.00
土地	酒田市飯森山一丁目168番3	学校用地	16.00
土地	酒田市飯森山一丁目170番3	学校用地	25.00
土地	酒田市飯森山一丁目172番3	学校用地	387.00
土地	酒田市飯森山一丁目109番1	学校用地	3,649.00
土地	酒田市飯森山三丁目47番1	学校用地	2,616.00
土地	酒田市飯森山三丁目53番2	学校用地	2,152.00
土地	酒田市飯森山三丁目58番1	学校用地	1,282.00
土地	酒田市飯森山三丁目59番1	学校用地	1,192.00
土地	酒田市飯森山三丁目60番	学校用地	557.00
土地	酒田市飯森山三丁目61番	学校用地	516.00
土地	酒田市飯森山三丁目62番1	学校用地	90.00
土地	酒田市飯森山三丁目63番1	学校用地	649.00
土地	酒田市飯森山三丁目180番3	学校用地	376.00
土地	酒田市飯森山三丁目178番3	学校用地	321.00
土地	酒田市飯森山三丁目17番2	学校用地	297.00
土地	鶴岡市馬場町13番17	学校用地	4,624.00
土地	鶴岡市馬場町13番20	学校用地	281.00
土地	鶴岡市馬場町13番21	学校用地	265.00
土地	鶴岡市馬場町13番23	学校用地	276.00
土地	鶴岡市馬場町13番25	学校用地	339.00
土地	鶴岡市下川字七窪204番43	宅地	784.85
土地	鶴岡市下川字七窪204番49	宅地	792.75

別表第2（第29条関係）

資産の 種 別	施設名称	所 在	構 造	延床面積 (平方メートル)
建物	ボンベ室	酒田市飯森山三丁目7番地1	鉄筋コンクリート造アルミニューム板ぶき平家建	19.60
建物	ゴミ置き場	酒田市飯森山三丁目7番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	65.00
建物	浄化槽機械室	酒田市飯森山三丁目92番地4、92番地5	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	27.00
建物	車庫	酒田市飯森山三丁目32番地4	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	129.36

建物	屋内練習場	酒田市飯森山一丁目55番地3、55番地1、57番地2	鉄骨造陸屋根平家建	1,323.59
建物	体育館	酒田市飯森山一丁目67番地4、55番地3、78番地3	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1,935.16
建物	体育館屋外ガス設備	酒田市飯森山一丁目67番地4、55番地3、78番地3	コンクリートブロック造アルミニューム板ぶき平家建	22.96
建物	テニスコート 周辺屋外倉庫	酒田市飯森山一丁目67番地4、55番地3、78番地3	木造アルミニューム板ぶき平家建	17.39
建物	ドミトリ－ A－1棟	酒田市飯森山一丁目67番地3、76番地3	木造かわらぶき2階建	206.16
建物	ドミトリ－ A－2棟	酒田市飯森山一丁目67番地3、76番地3	木造かわらぶき2階建	206.16
建物	ドミトリ－ A－3棟	酒田市飯森山一丁目74番地3、76番地3	木造かわらぶき2階建	206.16
建物	ドミトリ－ A－4棟	酒田市飯森山一丁目74番地3	木造かわらぶき2階建	206.16
建物	ドミトリ－ A－5棟	酒田市飯森山一丁目74番地3	木造かわらぶき2階建	206.16
建物	ドミトリ－ B－1棟	酒田市飯森山一丁目74番地3	木造かわらぶき2階建	206.16
建物	ドミトリ－ B－2棟	酒田市飯森山一丁目74番地3	木造かわらぶき2階建	206.16
建物	ドミトリ－ B－3棟	酒田市飯森山一丁目74番地3	木造かわらぶき2階建	206.16
建物	ドミトリ－ B－4棟	酒田市飯森山一丁目172番地3、74番地3、87番地3	木造かわらぶき2階建	206.16
建物	ドミトリ－ B－5棟	酒田市飯森山一丁目74番地3、172番地3	木造かわらぶき2階建	206.16
建物	受水槽	酒田市飯森山一丁目74番地3	鉄骨造アルミニューム板ぶき平家建	35.00
建物	ボンベ庫	酒田市飯森山一丁目74番地3	コンクリートブロック造アルミニューム板ぶき平家建	23.80
建物	浄化槽機械室	酒田市飯森山一丁目74番地3	コンクリートブロック造アルミニューム板ぶき平家建	15.00
建物	ドミトリ－ C－1棟	酒田市飯森山一丁目87番地3	木造かわらぶき2階建	206.16
建物	ドミトリ－ C－2棟	酒田市飯森山一丁目87番地3	木造かわらぶき2階建	206.16
建物	ドミトリ－ C－3棟	酒田市飯森山一丁目87番地3	木造かわらぶき2階建	206.16

建物	ドミトリー C－4棟	酒田市飯森山一丁目87番 地3	木造かわらぶき2 階建	206.16
建物	ドミトリー C－5棟	酒田市飯森山一丁目87番 地3	木造かわらぶき2 階建	206.16
建物	ドミトリー D－1棟	酒田市飯森山一丁目109番 地1、109番地3	木造かわらぶき2 階建	206.16
建物	ドミトリー D－2棟	酒田市飯森山一丁目109番 地3	木造かわらぶき2 階建	206.16
建物	ドミトリー D－3棟	酒田市飯森山一丁目109番 地3	木造かわらぶき2 階建	206.16
建物	ドミトリー D－4棟	酒田市飯森山一丁目109番 地3	木造かわらぶき2 階建	206.16
建物	ドミトリー D－5棟	酒田市飯森山一丁目109番 地3	木造かわらぶき2 階建	206.16
建物	運動部寮	酒田市飯森山一丁目109番 地1、109番地3	木造陸屋根2階建	964.53
建物	受水槽	酒田市飯森山一丁目109番 地3	鉄骨造合金メッキ 鋼板ぶき平家建	15.91
建物	ゴミ置き場	酒田市飯森山一丁目53番 地4	コンクリートブロ ック造アルミニ ウム板ぶき平家建	12.92
建物	ゴミ置き場	酒田市飯森山一丁目101番 地1	コンクリートブロ ック造合金メッキ 鋼板ぶき平家建	12.92
建物	ボンベ庫	酒田市飯森山一丁目101番 地1	コンクリートブロ ック造合金メッキ 鋼板ぶき平家建	18.00
建物	ガスガバナー 室	鶴岡市馬場町13番地1	鉄筋コンクリート 造陸屋根平家建	4.84
建物	ゴミ置き場	鶴岡市馬場町13番地1	コンクリートブロ ック造アルミニ ウム板ぶき平家建	12.92
建物	大学院棟	鶴岡市馬場町13番地17	鉄筋コンクリート 造陸屋根2階建	1,294.61
建物	大学院棟	鶴岡市馬場町13番地19、13 番地17、13番地20	鉄筋コンクリート 造陸屋根3階建	4,813.60 (持分10万分の 3万1267)
建物	食堂	鶴岡市馬場町13番地21、13 番地22	鉄筋コンクリート・ 木造かわらぶき・陸 屋根平家建	186.71 (持分2分の1)
建物	セミナーハウ ス	鶴岡市馬場町13番地23	鉄筋コンクリート 造かわらぶき2階 建	254.44

建物	教職員住宅 A棟	鶴岡市下川字七窪204番地 49	木造かわらぶき 2 階建	238. 50
建物	教職員住宅 B棟	鶴岡市下川字七窪204番地 43	木造かわらぶき 2 階建	238. 50
建物	教職員住宅 C棟	鶴岡市下川字七窪204番地 49	木造かわらぶき 2 階建	237. 67
建物	セミナーハウ ス	飽海郡遊佐町吹浦字西楯 68番地 8、63番地 1、68番 地 2、68番地 9、70番地 3	鉄骨造合金メッキ 鋼板ぶき 2階建	339. 98
建物	車庫・物置	飽海郡遊佐町吹浦字西楯 68番地 8、63番地 1、68番 地 2、68番地 9、70番地 3	木造合金メッキ鋼 板ぶき平家建	38. 88
建物	車庫	飽海郡遊佐町吹浦字西楯 68番地 8、63番地 1、68番 地 2、68番地 9、70番地 3	木造合金メッキ鋼 板ぶき平家建	22. 68

公立大学法人東北公益文科大学運営協議会規約

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 協議会の組織（第6条—第11条）
- 第3章 協議会の会議（第12条—第14条）
- 第4章 協議会の担任する事務の管理及び執行（第15条・第16条）
- 第5章 協議会の財務（第17条—第21条）
- 第6章 補則（第22条—第25条）
- 附則

第1章 総則

（設置）

第1条 山形県及び庄内広域行政組合（以下「関係団体」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、協議会を設置する。

（目的）

第2条 この協議会は、関係団体が、公立大学法人東北公益文科大学（以下「法人」という。）の設立団体に係る事務を共同で管理し、及び執行し、並びにこれらの事務の管理及び執行について相互に連絡調整を図ることを目的とする。

（名称）

第3条 この協議会の名称は、公立大学法人東北公益文科大学運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

（担任する事務）

第4条 協議会は、次に掲げる事務（法人の設立団体に係るものに限る。）を管理し、及び執行する。

(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に規定する事務のうち、次に掲げるもの

ア 法第14条第2項、第17条第1項から第3項まで、第19条の2第2項及び第4項、第22条第1項、第23条第1項、第25条第1項、第26条第1項及び第3項、第34条第1項、第36条、第39条、第40条第3項及び第4項、第41条第1項ただし書及び第2項ただし書、第42条の2第1項、第2項、第3項ただし書及び第4項、第44条第1項、第55条、第71条第2項及び第8項、第77条の3、第79条の2第1項、第79条の3第1項、第2項及び第5項、第79条の4、第79条の5、第121条第1項並びに第122条第1項に規定する権限の行使に関する事務

イ 法第6条第4項、第13条第4項後段及び第6項第2号、第19条の2第4項、第22条第2項、第26条第1項及び第2項第7号、第34条、第35条第1項後段、第40条第6項、第44条第1項、第46条、第56条の2第1号及び第2号並びに第78条の2第2項に規定する条例又は規則で定めるものとされている事項を定めることに関する事務

ウ 法第13条第9項、第13条の2、第14条第5項、第17条第4項、第34条第1項、第45条、第56条第1項において準用する法第48条第2項、第56条の3第3項、第57条第2項、第78条第3項及び第122条第2項に規定する届出、報告等の受理に関する事務

エ 法第25条第3項、第42条の2第5項、第44条第2項、第78条第4項、第79条の2第2項、第108条第2項及び第112条第2項に規定する評価委員会への意見聴取に関する事務

オ 法第78条の2第5項に規定する評価委員会からの報告の受理に関する事務

カ 法第56条第1項において準用する法第49条第1項に規定する評価委員会への通知及び同条第2項に規定する評価委員会からの意見の申出の受理に関する事務

(2) 前号に掲げるもののほか、法人の適正な運営を確保するために必要な指導等に関する事務

- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事務
- 2 前項各号に掲げるもののほか、協議会は、法人に関する事務の管理及び執行について連絡調整を行う。

(事務所の所在地)

第5条 協議会の事務所は、山形県山形市松波二丁目8番1号山形県庁内に置く。

第2章 協議会の組織

(組織)

第6条 協議会は、会長及び委員5人以内で組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、山形県知事（以下「知事」という。）をもって充てる。

- 2 会長の任期は、知事としての任期とする。
- 3 会長は、非常勤とする。
- 4 委員のうち1人は、庄内広域行政組合理事長（以下「組合理事長」という。）をもって充て、これを副会長とする。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 副会長の任期は、組合理事長としての任期とする。
- 7 副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員（副会長を除く。以下この条において同じ。）は、関係団体の長が協議の上、関係団体の職員のうちから、関係団体の長がそれぞれ指名した者をもって充てる。

- 2 委員の任期は、会長が定める。
- 3 委員は、非常勤とする。

(職員)

第9条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の各関係団体への配分については、関係団体の長の協議により、これを定める。

- 2 関係団体の長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該団体の職員のうちから選任する。

(職員の職務)

第10条 会長は、職員のうちから主任の者（以下この条において「事務長」という。）を定めなければならない。

- 2 事務長は、会長の命を受け、協議会の事務を掌理する。
- 3 事務長以外の職員は、上司の指揮を受け、協議会の事務に従事する。

(事務処理のための組織)

第11条 会長は、協議会の会議に諮って、協議会の事務を処理するために必要な内部組織を設けることができる。

第3章 協議会の会議

(協議会の会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第13条 会議は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、委員の2人以上の者が審議すべき事項を示して会議の招集を請求したときは、速やかに会議を招集しなければならない。

- 3 会長は、会議を招集する場合には、会議の日時、場所及び審議すべき事項を、あらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、委員の全員が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、必要に応じて法人の役員、職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 4 会長は、委員が会議に出席できない場合において当該委員からの申出があったときは、当該委員が指名した者の出席を認めることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

第4章 協議会の担任する事務の管理及び執行

(各関係団体の長の名においてする事務の管理及び執行)

第15条 協議会がその担任する事務を各関係団体の長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、当該事務を第4条第1項第1号イの規定により定められた事項（このうち条例で定めるものとされている事項は除き、以下「協議規程」という。）及び各関係団体の当該事務に関する条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

- 2 条例等を改正し、又は廃止した場合においては、当該関係団体の長は、その旨を協議会の会長に通知しなければならない。

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

第16条 法第123条第2項の規定により設立団体が協議して定めるものとされる法第19条の2第4項の条例で定めるものとされている額は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

第5章 協議会の財務

(負担金)

第17条 協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、関係団体が負担する。

- 2 前項の規定により関係団体が負担すべき額は、関係団体の長の協議により決定する。
- 3 庄内広域行政組合は、前項の規定による負担金を山形県に交付しなければならない。
- 4 前項に規定する負担金の交付の時期については、関係団体の長が協議して定める。

(予算)

第18条 協議会に関する予算は、山形県の一般会計の歳入歳出予算に計上するものとする。

(決算報告)

第19条 知事は、協議会に関する決算を山形県議会の認定に付したときは、当該決算を組合理事長に報告しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分)

第20条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、関係団体が協議によりそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

- 2 協議会は、前項の規定により財産を管理する場合においては、当該管理を各関係団体の当該管理

に関する条例、規則その他の規程の定めるところにより行うものとする。この場合においては、第15条第2項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第21条 この規約に特別の定めがあるものを除き、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例によるものとする。

第6章 補則

(費用弁償等)

第22条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の規定に基づく費用の弁償等の額、その支給方法等は、会長が会議に諮って定める。

(協議会解散の場合の措置)

第23条 協議会が解散した場合においては、関係団体がその協議によりその事務を承継する。この場合において、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議会の規程)

第24条 協議規程を定めたときは、速やかに関係団体に当該規程を送付するとともに、山形県公報に登載して公表するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情により、山形県公報に登載することができないときは、関係団体の掲示場に掲示して、その登載に代えることができる。

2 協議会は、この規約、協議規程及び条例等で定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な事項について規程を設けることができる。

(補則)

第25条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、関係団体の長が協議して定める。

附 則

この規約は、関係団体の長が協議により定める日から施行する。